

3 杉教第 1099 号
令和 3 年 4 月 23 日

杉並区立学校校長 宛

杉並区教育委員会事務局
次 長 齊藤 俊朗

緊急事態宣言発令に伴う新型コロナウイルス感染症対策の徹底について（通知）

区立学校においては、令和 3 年 3 月 25 日付 2 杉教第 11037 号「杉並区立学校感染症対策と学校運営に関するガイドライン（令和 3 年度）」に基づき、感染症対策を徹底して行うとともに、区内の感染状況を踏まえた上で教育活動を進めていただいているところです。

こうした中、政府は令和 3 年 4 月 23 日に 1 都 3 府県を対象に、新型コロナウイルス対応の特別措置法に基づき、緊急事態宣言（4 月 25 日から 5 月 11 日まで）を発令する見込みです。

つきましては、緊急事態宣言が発令された場合の教育活動については、下記のとおりとしますので、より一層の感染症防止対策を徹底しながらの学校運営の継続をお願いいたします。

記

1 感染症予防策の徹底

「杉並区立学校感染症対策と学校運営に関するガイドライン（令和 3 年度）」の遵守・徹底を図る。

2 教育活動の留意点

- 感染症対策を講じてもなお飛沫感染の可能性が高い学習活動は行わない。
- 校外学習等の公共交通機関を利用する校外での活動は、中止・延期とする。
- 部活動については、制限しての実施又は中止とする。また、対外試合や合同部活等については中止とする。ただし、夏季大会への出場は可とし、それに係る練習などは感染症対策を十分に図った上で実施可とする。
- 幼保小・小中連携活動、副籍交流等の子ども同士がかかわる活動は、中止・延期とする。
- 教育活動の変更については、児童・生徒及び保護者や地域に対してその理由や意図を説明し、理解を得ること。また、同意等が得られない児童・生徒の不利にならないよう、オンラインを活用するなどして配慮すること。

3 児童・生徒への指導等

- 飛沫感染防止の更なる徹底を図るため、不織布マスクの着用を推奨する。
- マスクを外している際の会話は厳に慎むよう指導の徹底を図ること。

4 保護者・地域との連携活動等

- 学校公開、保護者会、個人面談、PTA活動は、制限をして実施又は中止・延期とする。
- 外部人材等の活用については、その目的や感染症対策を考慮し、適切に判断すること。

5 教職員等の健康管理の徹底

- 会議や研究会等の削減、時間短縮等に努める。
- 昼食や休憩時間における感染症予防策の徹底を図る。（特に職員室内においては厳しく）
 - ア 喫食の際、マスクは喫食直前に外し、喫食後は速やかにマスクを着用する。
 - イ 大人数での喫食は避けるとともに、対面して喫食する形態を避け、会話は控える。
 - ウ 大人数、大声、至近距離での会話は控える。

【問い合わせ】

教職員の服務に関すること	教育人事企画課教育人事係	電話 5307-0669（直通）
教育活動に関すること	済美教育センター指導主事	電話 3311-0021
学校保健に関すること	学務課保健給食係	電話 5307-0762（直通）